



答 申 第 563 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 11 日付け神み空第 122 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ランパス発行システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸空港の制限区域の管理にあたり、電子計算機処理により制限区域内立入り許可証を発行することは、正確かつ効率的に神戸空港の安全を確保するために不可欠であり、公益性の観点から必要であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

ランパス発行システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

氏名
顔写真
会社名
受付日